

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次の記述は、電波法及び電波法に基づく命令において使用する用語の定義を述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、 B を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、 C を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の D を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- ⑥ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C	D
1	500万メガヘルツ	符号	音声	操作
2	500万メガヘルツ	モールス符号	音声その他の音響	管理
3	300万メガヘルツ	符号	音声その他の音響	操作
4	300万メガヘルツ	モールス符号	音声	管理

A-2 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項に該当しないものはどれか。電波法（第8条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 工事落成の期限 2 無線設備の設置場所 3 電波の型式及び周波数 4 空中線電力

A-3 次の記述は、無線局の免許内容の変更及び変更検査について述べたものである。電波法（第17条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の変更の工事は、 A に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ④ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が B に適合していると認められた後でなければ、 C してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ ④の検査は、④の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

注1 電波法第24の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 電波法第24の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	周波数、電波の型式又は空中線電力	第3章に定める技術基準	当該無線局の無線設備を運用
2	周波数、電波の型式又は空中線電力	①の許可の内容	許可に係る無線設備を運用
3	電波の型式又は周波数	第3章に定める技術基準	許可に係る無線設備を運用
4	電波の型式又は周波数	①の許可の内容	当該無線局の無線設備を運用

A-4 次の記述は、免許状の訂正について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、 **A** を付して、その旨を申請するものとする。
- ② ①の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ③ 総務大臣又は総合通信局長は、①の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- ④ 免許人は、②の新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を **B** 。

A	B
1 訂正すべき箇所	廃棄しなければならない
2 訂正すべき箇所	返さなければならない
3 事由及び訂正すべき箇所	廃棄しなければならない
4 事由及び訂正すべき箇所	返さなければならない

A-5 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- 2 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- 3 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- 4 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の1パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等1パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A-6 次の記述は、電波の型式の表示について述べたものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「A1A」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調で両側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって **A** を目的とするもの
- ② 「H3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調で **B** による単側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のもの
- ③ 「G7D」は、主搬送波の変調の型式が角度変調で **C** 、主搬送波を変調する信号の性質が **D** である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のもの

A	B	C	D
1 聴覚受信	抑圧搬送波	振幅変調	アナログ信号
2 聴覚受信	全搬送波	位相変調	デジタル信号
3 自動受信	抑圧搬送波	位相変調	アナログ信号
4 自動受信	全搬送波	振幅変調	デジタル信号

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 **A** 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は **B** の内に收容しなければならない。ただし、 **C** のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A	B	C
1 300ボルト	接地された金属遮へい体	取扱者
2 300ボルト	金属遮へい体	無線従事者
3 350ボルト	接地された金属遮へい体	無線従事者
4 350ボルト	金属遮へい体	取扱者

A-8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A の変化によって B ものでなければならない。
 ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り C の変化によって D ものでなければならない。

A	B	C	D
1 外圍の温度若しくは湿度	影響を受けない	電源電圧又は負荷	発振周波数に影響を与えない
2 外圍の温度若しくは湿度	発振周波数に影響を与えない	電源電圧又は負荷	影響を受けない
3 電源電圧又は負荷	影響を受けない	外圍の温度若しくは湿度	発振周波数に影響を与えない
4 電源電圧又は負荷	発振周波数に影響を与えない	外圍の温度若しくは湿度	影響を受けない

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
 ② 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 (1) 免許状に B であること。
 (2) 通信を行うため C のものであること。
 ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
 ⑤ D に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 無線設備	記載されたものの範囲内	最適	①、②、③の(1)又は④の規定
2 無線設備	記載されたもの	必要最小	①、②、③の(2)又は④の規定
3 無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	必要最小	①、②、③の(1)又は④の規定
4 無線設備の設置場所	記載されたもの	最適	①、②、③の(2)又は④の規定

A-10 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものに B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。
 注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	その運用を阻害するような混信その他の妨害	遭難通信
2 重要無線通信を行う無線局	いかなる微弱なレベルにおいても混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 他の無線局	その運用を阻害するような混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 他の無線局	いかなる微弱なレベルにおいても混信	遭難通信

A-11 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、電波を発射する前にどうしなければならないか。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射しようとする電波の空中線電力が最も適当な値となるように送信機の出力を調整しなければならない。
 2 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
 3 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しておかなければならない。
 4 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめなければならない。

A-12 次の記述は、モールス無線電信による通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更の要求を受けた無線局が、これに応じようとするときにとらなければならない措置について述べたものである。無線局運用規則（第35条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更の要求を受けた無線局は、これに応じようとするときは、「 A」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「 B」及び変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数）1回を続けて送信する。）、直ちに周波数（又は電波の型式及び周波数）を変更しなければならない。

- | | A | B |
|---|---|-----|
| 1 | K | QSW |
| 2 | K | QSX |
| 3 | R | QSW |
| 4 | R | QSX |

A-13 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して A 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、 B させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに C しなければならない。

- | | A | B | C |
|---|--------|-----------------------|---------|
| 1 | 期間を定めて | 職員を無線局に派遣し、当該無線設備の検査を | ①の停止を解除 |
| 2 | 期間を定めて | その無線局に電波を試験的に発射 | その旨を通知 |
| 3 | 臨時に | 職員を無線局に派遣し、当該無線設備の検査を | その旨を通知 |
| 4 | 臨時に | その無線局に電波を試験的に発射 | ①の停止を解除 |

A-14 次に掲げる記述のうち、アマチュア無線局の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣が当該アマチュア無線局に対して行うことがある処分に該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて運用の停止を命ずる。
- 2 3箇月以内の期間を定めて通信の相手方又は通信事項を制限する。
- 3 6箇月以内の期間を定めて電波の型式を制限する。
- 4 再免許を拒否する。

A-15 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第79条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線従事者が次の(1)から(3)のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は A 以内の期間を定めてその B することができる。

- (1) 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 不正な手段により免許を受けたとき。
- (3) C に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

- | | A | B | C |
|---|-----|--------------|-------|
| 1 | 3箇月 | 操作の範囲を制限 | 身体 |
| 2 | 3箇月 | 業務に従事することを停止 | 著しく心身 |
| 3 | 6箇月 | 操作の範囲を制限 | 著しく心身 |
| 4 | 6箇月 | 業務に従事することを停止 | 身体 |

A-16 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が行う総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- (1) A を行ったとき。
 - (2) 電波法又は B の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 C その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C
1 非常通信又は電波法第74条（非常の場合の無線通信）の通信の訓練のための通信	電波法に基づく命令	混信の除去
2 非常通信又は電波法第74条（非常の場合の無線通信）の通信の訓練のための通信	電気通信事業法	無線通信の秩序の維持
3 非常通信	電波法に基づく命令	無線通信の秩序の維持
4 非常通信	電気通信事業法	混信の除去

A-17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 14,000 kHz～14,350 kHz
- 2 14,350 kHz～14,550 kHz
- 3 14,550 kHz～14,650 kHz
- 4 14,650 kHz～14,850 kHz

A-18 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 A の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する B をとることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を C するために必要な措置を執ることを約束する。
- (1) 公衆の一般の利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
 - (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを D こと。

A	B	C	D
1 国際通信	すべての可能な措置	禁止し、及び防止	公表若しくは利用する
2 国際通信	技術的に可能な措置	禁止	他人の用に供する
3 公衆通信	すべての可能な措置	禁止	公表若しくは利用する
4 公衆通信	技術的に可能な措置	禁止し、及び防止	他人の用に供する

A-19 次の記述は、「有害な混信」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章（附属書）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の A の運用を B し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを C し若しくは B する混信をいう。

A	B	C
1 安全業務	妨害	反覆的に中断
2 安全業務	制限	継続的に発生
3 特別業務	妨害	継続的に発生
4 特別業務	制限	反覆的に中断

A-20 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の違反を認めた局は、どのようにしなければならないか。同規則（第15条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡しなければならない。
- 2 違反した局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 3 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 4 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。

B-1 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条、第113条及び第116条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、その無線局を ア ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 イ 以内にその免許状を ウ しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく エ を撤去しなければならない。
- ⑤ ①の規定に違反して届出をしない者及び③の規定に違反して免許状を ウ しない者は、30万円以下の過料に処する。
- ⑥ ④の規定に違反した者は、 オ に処する。

- | | | | | |
|--------------|-------------|-------|--------|---------|
| 1 100万円以下の罰金 | 2 10日 | 3 1箇月 | 4 廃止する | 5 廃止した |
| 6 返納 | 7 30万円以下の罰金 | 8 廃棄 | 9 空中線 | 10 送信装置 |

B-2 次の記述は、アマチュア無線局における周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① アマチュア無線局の送信設備であって総務省令で定めるものには、その誤差が使用周波数の許容偏差の ア 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) イ 周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力 ウ 以下のもの
 - (3) ①の周波数測定装置を備えている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 送信設備から発射される電波の エ を オ 以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

- | | | | | |
|-----------------|---------|---------|--------|--------------|
| 1 26.175MHzを超える | 2 割当周波数 | 3 特性周波数 | 4 4分の1 | 5 0.025パーセント |
| 6 26.175MHz以下の | 7 50ワット | 8 10ワット | 9 2分の1 | 10 0.25パーセント |

B-3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが、無線局運用規則（第13条）の規定に照らし、対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRH?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
ウ QRP?	こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。
エ QRZ?	そちらは、通信中ですか。
オ QSB?	こちらの信号には、フェージングがありますか。

B-4 次に掲げる事項のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者が免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。
- イ 無線従事者が死亡したとき。
- ウ 無線従事者が免許の取消しの処分を受けたとき。
- エ 無線従事者が無線設備の操作に引き続き10年間従事しなかったとき。
- オ 無線従事者がその免許取得後、5年を経過したとき。

B-5 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 **ア** されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 **イ** に限って、 **ウ** の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。
- ③ アマチュア局の最大電力は、 **エ** が定める。
- ④ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の **オ** 一般規定は、アマチュア局に適用する。

- | | | | |
|--------------------|------------------|------------|---------------|
| 1 アマチュア局以外の局との国際通信 | 2 関係主管庁 | 3 技術特性に関する | 4 国際電気通信連合 |
| 5 通信回線のふくそう時 | 6 伝送効率を高めるために高速化 | 7 すべての | 8 意味を隠すために暗号化 |
| 9 緊急時及び災害救助時 | 10 第三者のために国際通信 | | |